

調査ご協力をお願い

研究名：重症心身障害児施設での尿路感染例の検討と感染対策

鳥取県立総合療育センター倫理委員会 第202400261681号（承認日：令和7年1月23日）

研究実施期間：倫理委員会承認日から2026年3月まで

対象者：2019年6月1日～2024年5月31日の5年間、鳥取県立総合療育センターに入所した方

研究の目的

重症心身障害児（者）では、下部尿路機能障害などに起因する尿路感染に対して過剰な治療を受けるか、反対に重篤な尿路感染症に対して過小な治療を受けている可能性が指摘されている（Singh Gopal-krsna ,et al. Neurourology and Urodynamics Vol 43 : 1019-1024 . 2024）。また重症心身障害児では、難治な反復性尿路感染にしばしば遭遇するが、重症心身障害児の尿路感染に対する適切な管理・治療に関する知見は少なく、多くの課題が残っている。そこで、当センター入所者における尿路感染の診断と治療および転機に関し、診療録を基に後方視的に検討し、重篤な背景をもつ重症心身障害児における尿路感染の正しい診断、適切な管理、感染対策に対する知見を得ることを目的にする。

利用する情報

本研究は後ろ向き研究で、期間中に当センターに当センターを方について基本的に診療録に基づいて情報を収集します。年齢、性別、疾患名、超重症児・準超重症児の判定スコア、血液および検尿検査データ、細菌培養検査結果、治療内容と転機に関する情報を収集します。情報は匿名化して収集します。

※個人が特定できる情報は研究には利用しません。研究上データにも残りませんので本研究から個人情報が流出することはありません。研究の成果を公表するときにおいても個人情報が流出する可能性は低く、危険や不利益は生じません。

研究実施施設及び責任者

施設名称：鳥取県立総合療育センター

研究代表者：坂田 晋史 鳥取県立総合療育センター 医務部

共同研究者：飯塚 俊之 鳥取県立総合療育センター 医務部

小枝 達也 鳥取県立総合療育センター 院長代理

汐田 まどか 鳥取県立総合療育センター 院長

研究への利用を停止する場合

得られた情報の研究への利用をいつでも利用停止することができます。患者さん及びご家族が研究に不参加を申し出た場合でも不利益を生じることはありません。申し出をされる場合は以下の連絡先までお問い合わせください。

その他

本研究に関係する研究者は「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従い本研究を実施します。

連絡先：鳥取県立総合療育センター

鳥取県米子市上福原7丁目13-3

0859-38-2155

医務部 坂田 晋史